

公共下水道を使用できる区域を拡大

5月1日から、区域図に示された東小磯・西小磯・国府本郷地区の一部の区域が、新たに下水道供用開始（公共下水道が使用できる）区域となります。

早期接続のお願い

公共下水道が使えるようになりましたら、家庭などからの汚水を公共下水道に直接流すための排水設備を設置する工事をしなければなりません。

くみ取りトイレをご利用の方は供用開始日から3年以内に水洗トイレに改造し、し尿浄化槽をお使いの方も遅滞なく浄化槽を廃止し、公共下水道に接続することが義務づけられます。

町では、供用開始日から3年以内に接続をする場合には、一定の条件を設けて排水設備設置費の助成として、奨励金を交付しています。

また、排水設備設置に要する費用に対して、融資あっせん制度も行っています。助成制度をご利用していただいて、より早い接続をお願いします。

なお、排水設備の工事は、町の指定工事店に申し込んでください。すでに公共下水道

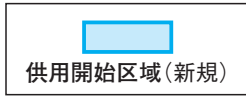
が使用できる区域にお住まい、まだ接続していない方も、生活環境の向上と水質保全のために接続をお願いします。

町では、多くの方が清潔で快適な生活をおくることができるよう、公共下水道の整備を推進していますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ

建設課 ☎内線224

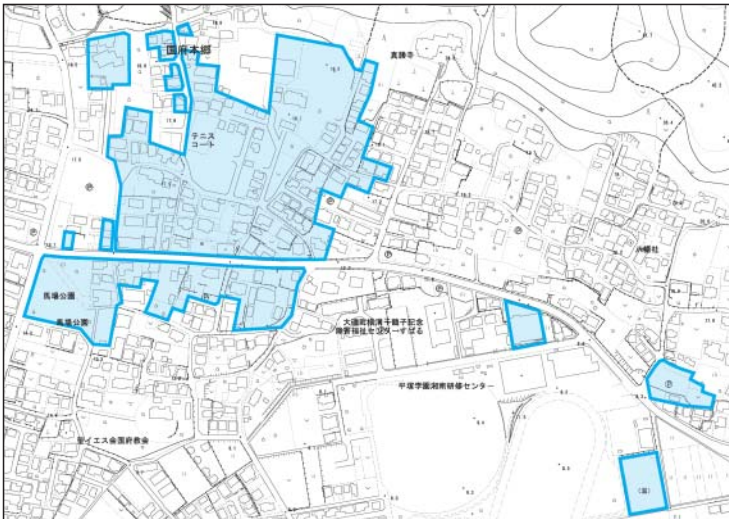
【平成21年5月1日供用開始区域図】



▶ 東小磯・西小磯地区



▶ 国府本郷地区



【奨励金の交付額】

排水設備設置費用	供用開始からの経過年数		
	1年目	2年目	3年目
5万円以上 15万円未満	12,000円	8,000円	4,000円
15万円以上 30万円未満	21,000円	14,000円	7,000円
30万円以上 40万円未満	27,000円	18,000円	9,000円
40万円以上	30,000円	20,000円	10,000円

※排水設備設置費用、供用開始経過年数に応じて、交付します。

合併処理浄化槽 設置費を補助

生活排水による公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

▼補助対象地域 下水道計画区域以外の地域等

▼補助対象者 対象地域内で居住用の住宅に家庭用小型合併処理浄化槽を設置する方。ただし、販売又は賃貸の目的で建物を建築する場合は対象となりません。

▼補助金額

浄化槽の人槽区分	補助金の額
5人槽	332,000円
6・7人槽	414,000円
8~10人槽	548,000円

▼申請手続き 浄化槽の着工前までに補助金申請書に建築確認通知書の写し、構造図、設置図等を添えて申請してください。

▼申請場所 環境経済課

◎問い合わせ 環境経済課 ☎内線359